

随意契約理由

令和6年(2024年)4月1日

契約担当課名	健康推進課
発注担当課名	健康推進課
契約名称	豊中市歯周病予防のための歯科健康診査業務
契約内容	歯科健康診査にかかる業務委託
契約締結日	令和6年4月1日
及び契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	一般財団法人豊中市医療保健センター (豊中市上野坂2丁目6番1号)
契約金額	@4,576円/1件当たり(消費税及び地方消費税額含む)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当)</p> <p>在宅療養中または、高齢・障害福祉サービス事業所を利用する市民の利便性を考慮するにあたり、個々の豊中市歯科医師会の会員による対応だけでは難しい場合がある。在宅ねたきり者等歯科診療に特化した組織を持ち、市内全域の高齢者・障害者に対して訪問診療が可能であるのは、一般財団法人豊中市医療保健センターのみであるため。</p>